

2019年度下期北海道・東北地区からの 団体旅行商品造成費補助金交付要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、北海道ならびに東北地区から島根県への送客を目的とする旅行商品造成にかかる経費等の一部を予算の範囲内で補助することにより、島根県への旅行商品造成を推進するとともに、観光客の誘致を拡大することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている北海道地区又は東北地区に営業所を有する旅行会社とする。

(交付要件)

第3条 以下の要件をすべて満たす団体向け「募集型企画旅行」または「受注型企画旅行」を対象とする。ただし、公益社団法人島根県観光連盟が行う仙台空港－出雲空港路線を活用した冬期誘客促進事業を除き、他の補助事業との重複は認めない。

また、島根県、石見観光振興協議会、神話の国縁結び観光協会、出雲、萩・石見、隠岐各空港の利用促進協議会から補助を受けている事業については、本補助の対象としない。

- (1) 島根県内をバスで周遊する旅行商品であること。
- (2) 北海道又は東北地区を出発する1団体の構成人数が15人以上(羽田空港～萩・石見空港利用の場合は10人以上。添乗員は含まない。)であって、島根県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。ただし、民宿・宿坊・共済組合等の宿泊施設は除く。
- (3) 旅行実施期間に2019年10月1日から2020年3月31日(帰着日)までの間のいずれかの日を含むこと。

(補助対象経費、補助金額及び補助限度額)

第4条 補助金額は、バスを利用する経費を対象とし、バス1台あたり40,000円を上限とする。ただし、2019年12月1日から2020年2月29日(帰着日)までの間に実施する「受注型企画旅行」(組織内募集型の企画旅行を含む)で、仙台空港－出雲空港線を利用する場合は、バス1台あたり片道利用につき10,000円を上乗せする。なお、前条第3号に規定する期間内の一営業所あたりの上限は200,000円とする。

(交付の申請)

第5条 補助を受けようとする者は、事前に公益社団法人島根県観光連盟会長(以下、「会長」という。)に下記の書類を添付の上、補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

- ・旅行商品の計画書等旅行内容がわかる資料
- ・利用バスの台数及び経費が確認できる書類(バス会社からの見積書写し等)

(交付の決定)

第6条 会長は、前条による申請があったときは内容を審査し、交付を決定することとしたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請を行った者(以下、「交付決定者」という。)に通知する。

(変更交付申請)

第7条 交付決定者は、前条の交付決定後に事業の内容を変更する場合又は中止する場合は、補助金変更交付申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の補助金変更交付申請書が提出された場合において、変更を承認するときは、補助金変更交付決定通知書(様式第2号を準用)により通知する。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、事業完了後30日以内に下記の書類を添付の上、補助金実績報告書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

- ・旅行商品のパンフレット等旅行内容がわかる資料
- ・利用バスの台数及び経費実績額が確認できる書類(バス会社からの請求書写し等)
- ・島根県内で宿泊したことを証明できる書類(別紙の様式で宿泊施設から宿泊を証明する押印がある書類等)
- ・仙台空港ー出雲空港線を利用した場合は、搭乗を証拠できる書類(発券ファイル、eチケットのコピー、団体搭乗証明書等)

(補助金の確定)

第9条 会長は前条に基づく実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告にかかる事業の実施結果が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 補助金の支払いは、精算払いとする。

2 会長は前条の額の確定通知後、交付決定者から支払い請求書(様式第6号)を受

理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(帳簿等の保存)

第 11 条 助成決定者は、当該補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年4月23日から施行する。

この要綱は、2019年8月26日から施行する。

この要綱は、2019年10月31日から施行する。